

# 徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

( 徳 情 個 審 答 申 第 1 6 号 )

平 成 2 9 年 3 月 2 2 日

徳情個審答申第16号

平成29年3月22日

徳島市長 遠藤 彰 良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 豊 永 寛 二

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第2号の  
規定に基づく諮問について（答申）

平成29年1月27日付情報発第6号により徳島市長から諮問のありました  
電子計算機の結合に関する基準の改正の件について、次のとおり答申します。

#### 結論

電子計算機の結合に関する基準の改正案自体については特段の問題は認め  
られない。

ただし、改正案に基づき作成される個人情報保護評価書の記載事項、特に  
個人情報ファイル取扱事務の概要や個人情報保護措置等については、具体的  
な対策を明確に記載することを求める。

< 参考 >

( 審 査 会 の 経 過 )

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成 29 年 1 月 27 日	実施機関から諮問書を受理。
平成 29 年 2 月 6 日 (28年度第 1 回審査会)	電子計算機の結合に関する基準の改定の概要説明を行った。
平成 29 年 3 月 3 日 (28年度第 2 回審査会)	内容説明および質疑応答を行った。
平成 29 年 3 月 22 日 (28年度第 3 回審査会)	答申案の検討を行った。